入　札　説　明　書

宮崎県豚熱経口ワクチン対策協議会が行う令和８年度豚熱経口ワクチン散布業務の委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について質問がある場合は、下記６の(2)に問い合わせることができる。

ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異義を申し立てることはできない。

１　公告日　令和８年 11 月９日

２　競争入札に付する事項

(1) 委託件名　令和８年度豚熱経口ワクチン散布（後期）業務

(2) 委託内容　別添の豚熱経口ワクチン散布（後期）業務委託仕様書のとおり

(3) 委託場所　県内各地域

(4) 委託期間　この契約の締結の日から令和９年３月 20 日まで

３　入札参加資格

開札日当日において次の条件を満たしている者。

(1) 宮崎県内に本店又は支店（営業所等含む。）を有する者

(2) 国又は地方公共団体と、本委託業務に類する契約を締結し、これらをすべて誠実に実施した実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

４　入札参加資格を得るための申請方法

令和８年 11 月 16 日（月曜日）午後５時までに入札参加資格確認申請書（別記様式第１）に必要書類等を添付した上で、下記６の(2)まで持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）すること。入札参加資格の確認結果は、令和８年 11 月 18 日（水曜日）までに通知する。

５　委託内容の仕様等

別添仕様書のとおり

6　入札説明会及び入札に関する質問

本件入札に関する入札説明会は実施しない。ただし、質問がある場合には、次により提出するものとする。

(1) 提出期間　令和８年 11 月９日(月曜日)から令和８年 11 月 16 日(月曜日)まで
（開庁日の午前９時から午後５時まで）

(2) 提 出 先　宮崎県豚熱経口ワクチン対策協議会事務局
（宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課防疫企画担当 ）

(3) 提出方法　電子メールで提出すること。
E-mail アドレス：kachikuboeki@pref.miyazaki.lg.jp

(4) 回答方法　個別に電子メールで回答するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、県庁ホームページで通知する。

7　入札

(1) 入札書の提出期限
令和８年 11 月 20 日（月曜日）午前 10 時

(2) 入札書の提出場所
宮崎県庁１号館 ５階 第４会議室
〒880-8501 宮崎市橘通東２丁目 10 番１号

(3) 入札書の提出方法
入札に参加する者は、別記様式第２による入札書を持参により提出しなければならない。なお、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の記載方法
入札書提出期限日（令和８年 11 月 20 日）以前の日付を記入すること。また、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(5) 代理人が入札を行う場合は、別記様式第３により委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(6) 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『11 月 20 日開封令和８年度豚熱経口ワクチン散布業務入札書在中』と朱書きしなければならない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

8　開札

(1) 開札の日時

令和 8 年 11 月 20 日（金曜日）午前 10 時 30 分

(2) 開札の場所

宮崎県庁 1 号館 5 階 第 4 会議室

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

(3) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

9　再度入札

(1) 開札をした場合において、落札者がない場合は直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度の入札の回数は、3 回を限度とする。

(3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同じものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。

(4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。

(5) 再度入札に立ち会う者がいない場合は、辞退とみなす。

10　入札の効力

次の(1)から(3)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 宮崎県財務規則 125 条に規定する入札

(2) 虚偽の入札参加資格確認の申請を行った者のした入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

11　落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12　その他

この競争入札の落札者は、発注者の指示により、速やかに契約を結ばなければならない。